

■建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料

建物種別		区分 床面積(㎡)	証明申請手数料 (円/件)	変更証明申請手数料 (円/件)	軽微変更証明申請手数料 (円/件)
非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分	モデル建築物法	～300未満	20,000	10,000	10,000
		300～500以下	29,000	14,000	14,000
	モデル建築物法を除く	～300未満	22,000	11,000	11,000
		300～500以下	31,000	15,000	15,000
非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分以外 の部分	モデル建築物法	～300未満	98,000	50,000	50,000
		300～500以下	129,000	65,000	65,000
	モデル建築物法を除く	～300未満	173,000	87,000	87,000
		300～500以下	234,000	117,000	117,000

※注記

- ・表に記載の用語は法令、手数料条例等の定めによる。
- ・手数料は建築基準法の建築物の床面積に応じて徴収する（増改築の場合は建築物の一次消費エネルギー商事量の算定対象とする床面積に応じた金額）
- ・非住宅建築物等とは非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分をいう
- ・工場等とは建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう
- ・工場等の部分を含む建築物の手数料は、工場等の部分の床面積に応じて（一）又は（二）の額と、工場等の部分以外の床面積に応じて（三）又は（四）の額を合算して算定した額Aと、工場等の部分の床面積を工場等の部分以外の部分の床面積とみなした場合の全体の床面積に応じて（三）又は（四）に定める額Bの、A・Bいずれか低い額とする。